# 空き家・空き地バンク利用誓約書 （物件登録者用）

私は、宍粟市空き家・空き地バンク制度（以下「空き家・空き地バンク」という。）の利用にあたり、宍粟市空き家・空き地バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で申し込みます。

また、申込書や登録カードの記載事項に偽りはなく、私と空き家・空き地バンク「利用者」の間で行う交渉・契約には誠意をもって対応するとともに、交渉・契約に関する問題が起きた場合は、私と「利用者」の間で責任をもって解決することを誓約します。

なお、空き家・空き地バンクを利用することで得られた情報については、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

さらに、空き家等の所有者としての責任と自覚を持ち、自治会や近隣関係者等との協調に努めることを誓います。また、金銭や近隣トラブル等の問題が生じた場合は当事者同士で解決することを誓約します。

【注意事項】

〇物件情報（特に価格や条件）と異なった内容での交渉や条件提示はトラブルの原因となるので行わないでください。条件を変更する場合は、市に必ず報告してください。

〇登録者は、自身の財産を有効活用するという自覚を持ち、近隣への理解や、交渉・契約・利用者への見学等の対応について主体的に行ってください。市は、登録された物件について情報発信を行い、空き家・空き地利用希望者を所有者にご紹介するまでを行います。

〇空き家・空き地バンク利用者については、市は、暴力団関係者ではないことを警察署に確認していますが、収入や財産の状況、人間性などは調査できません。登録者の判断で交渉や契約等を行ってください。

〇新しい利用者が決まるまでに、近隣への挨拶、登記変更、物件の片付け、契約の方法、金銭の受け渡し方法等についての準備を進めるようにしてください。

〇当事者間のみでの契約は、多くの危険を伴いますので、市では、宅地建物取引業者の媒介を推奨しています。媒介に関してご要望があれば、（一社）兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部を紹介します。

上記のすべての内容について誓約、了承したうえで、宍粟市長に空き家・空き地バンクの利用を申し込みます。

　 年 　月 　日

 　　　　　　　　 住 所　　　　　　　　　　　　　　　　　・

 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　・